

大町の芸術祭を考える会
事務局長 太谷 優子 様

北アルプス国際芸術祭実行委員会
実行委員長 牛 越 徹

回 答 書

平成30年3月19日付でお送りいただきました質問につきまして、次のとおり回答いたします。

なお、22番目の質問における北川フラム氏に関する記述は、裏付けのない一方的な意見であると同時に、表現において名誉棄損の恐れもあると考えておりますのでお伝えいたします。

また、貴会において会期中来場者のアンケート調査を行っていたと承知しておりますが、その集計がまとまっているようでしたら、本会に御教示賜れば幸いです。

1. 実行委員会組織の性格について

01 大町市は法人として加入しているのか、「牛越徹」の個人加入なのか。

市が構成団体として加入しており、入会届には所属団体「大町市」、市役所の住所及び電話番号が明記してあります。

02 実行委員会の業務を市職員が行い、その給与を負担する根拠はどこにあるのか。

市職員の業務は、大町市組織規則別表1本庁の事務分掌に基づき行われ、「芸術文化を生かしたまちづくりに関すること」「国際芸術祭等の開催に関すること」が明記されています。

03 市が丸抱えで業務を執行し、事業費を負担していることの根拠はどこにあるのか。

市が業務を執行したことは02の回答のとおりですが、芸術祭の運営には、サイト運営やパスポート販売などに多くの実行委員会の構成員が参加、協力していただいております。また事業費の負担につきましても構成員は寄付、協賛等によりご負担をいただいております。

04 実行委員会の会員（構成団体）の権限の及ぶ範囲は一般市民に及ぶのか。

質問の主旨について理解しかねますが、実行委員会の権限は構成員に対してです。

05 実行委員会に損失や賠償責任などが発生した場合は市に責任が及ぶのか。

賠償保険に加入しており、賠償責任が生じた場合は保険対応になります。

また、収入以上の支出をしない形で運営することになりますので損失は発生しません。

06 市長が実行委員長を兼業できる理由はどのようなものか。

実行委員会は行政と民間が一体となって、市の将来に向けてまちづくりの手法として芸術祭を開催し、構成員に1円の配分もない非営利団体です。

なお、地方自治法第142条の適用につきましては、地方自治法第143条の規定のとおり選挙管理委員会が判断することです。

2. 市からの負担金の性格について

07 大町市からの負担金について契約書を交わしていないのはなぜか。

負担金の支出の事務手続きについては、大町市財務規則等の規定に基づき適正に処理しています。

08 負担金は補助金ではないか。

市の施策の一環ですので負担金としています。なお、住民訴訟の争点として係争中であり、これ以上のお答えは控えさせていただきます。

09 負担金の余りは市に返還すべきであり、寄付という形をとるのはなぜか。

実行委員会としての余剰金は、事業を行ったうえでの余剰です。余剰金は市からの負担金だけでなく、多くの協賛金や寄附金、チケットやグッズ販売等の売上金が含まれ、その合算から支出を引いたものであり、性質は市の負担金のみの余剰と特定できません。返還は債権者が確定し、債権者から請求があつての返還となります。

よって、今後の市における芸術文化振興に寄与することとして、実行委員会として市に対する寄付を決定したものです。

3. 平成29年度補正予算（第2号）について

10 事業収入のうち「公式ガイドブック」の売上の内訳について。例えば、市外の一般

書店で販売分の売上も含まれているのか。また、「公式ガイドブック」や「記録集」の著作権は誰にあって、売上や印税はどれに入るのかなど。

一般書店での販売分は売上に含まれていません。実行委員会として直接販売した分のみです。

ガイドブック、記録集ともに発行者は現代企画室です。

印税は発行、出版が同一であり発生しません。作品の著作権は作家にありますが、主催者との間で、ガイドブックや記録集等を制作する際には無償で使用する事ができる旨の契約をしております。

11 事業収入のうち「公式グッズ」の売上と、支出のうち「拠点整備費」におけるグッズ制作費との対比はどうなっているのか。

公式グッズ制作費 5,702,860 円、公式グッズ売上額 7,413,900 円です。

12 同様に、「二次交通」の売上と、「事務局運営費」における二次交通への支出との対比はどうなっているのか。

二次交通業務委託費 7,927,605 円、二次交通売上額 2,837,500 円です。

13 支出の「総合ディレクター業務委託費」の中には、北川氏のバスツアー添乗、パンフレットや記録集・記録映像制作への監修などの諸経費は含まれているのか。アートフロントギャラリー以外の業者に委託されたものは、その業者の選定は誰が行ったのか、その業務において AFG ないし北川フラム氏に監修費が支払われたかどうか。

総合ディレクター業務委託費には、北川氏のバスツアー添乗、パンフレットや記録集・記録映像制作への監修などの諸経費が含まれています。

AFG 以外の業者への委託は 28 業務あります。二次交通、看板制作、WEB 制作、ロゴデザイン、モチーフデザイン、警備、公式記録等多岐にわたります。契約方法は入札及び随意契約ですが、業者選定は実行委員会で行っています。ちなみに監修費はありません。

14 支出の作品制作費のうち作家に直接支払われた金額とその内訳

平成 28 年、29 年合わせて、作家へのプランニングフィー及び制作費は 66,801,335 円。作家の渡航費や旅費は合わせて 8,415,291 円です。

15 情報公開資料によると、北川フラム氏は海外作家の代理人として自ら会長を務める AFG と契約しているが、海外作家には直接いくら支払われているのか。

北川フラム氏は海外作家の代理人ではありません。海外作家の契約書も国内作家とAFGの間での契約と同様です。以前 AFG の社長であったことから、海外作家については現社長の奥野社長との面識が薄いため、AFG 会長である北川氏が AFG 代表として海外作家と契約を締結しているものです。

海外作家に支払われている金額は、2年間で13,934,060円（契約書以外の作家自身が手配した直接雇用アルバイトや材料追加費用等含む）です。

16 支出のうち大町市内の業者に対する支払われた金額の総額はどのくらいになるのか。

64,019,640円です。

4. その他

17 会期中に、作品を展示している場所でのケガ等の事案を把握しているかどうか。

運営マニュアルにおいて傷病人対応が定められており、大北医師会との連携のもと、事案発生の際にはサイトスタッフ及びエリア担当が速やかに応急対応、現場確認、救急車の手配などを行うとともに、事故報告書を作成し保険の手続き等することとしていました。

実際の事案は蜂に刺された来場者の対応が1件、その他連絡を受けたが本部での対応を望まれなかった案件が数件でありました。

18 パスポート販売数のうち市職員や実行委員により販売されたものの内訳は。

市職員による販売数	10,141 枚	9,092,100 円、
実行委員による販売数	2,717 枚	2,242,700 円です。

19 長野経済研究所の調査報告書についての説明会を開催していただけないか。

第三者機関である長野経済研究所の調査報告書は、実行委員会として次期開催に向け活用する貴重な資料と捉えています。

市においては、すでに市議会への説明が行われ、また、市ホームページにおいて報告書が掲載されており、改めて市民向けに説明会を行う必要はないものと認識しています。

しかし、次期開催に向け同報告書を活用し、様々な課題解決に向け取り組んでいく過程において、必要に応じて市に説明を求めることは可能だと考えます。

20 残される6作品の維持費や固定資産税は誰が負担するのか。

維持費は実行委員会が負担します。

税理士より、今回遺した作品は償却資産に当たらないとの回答があり、よって固定資産税も発生しません。

21 大町市による財政支援がなくても平成32年度の開催は可能なのか。

平成30年度において次回の基本計画を策定することとしており、事業費についてもその中で検討され、市に対して要望していくことになります。

22 平成32年の開催においても北川フラム氏を総合ディレクターとするのかどうか。

前項の基本計画策定の中で、総合ディレクターについても検討することとしております。